

○豊川市使用料条例（抜粋）

豊川市使用料及び手数料条例（昭和31年豊川市条例第4号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条の規定に基づく使用料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（徴収の範囲）

第2条 使用料は、法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者から徴収する。

（使用料）

第3条 使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、**道路法**（昭和27年法律第180号）**第32条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合の使用料は、豊川市道路占用料等に関する条例**（昭和48年豊川市条例第2号）**第2条の規定の例により計算した額とする。**

（1）**土地に係る使用料** 月額によるものにあつては**使用の許可をした土地に係る固定資産税の課税標準の額**（当該土地に近傍類似し、豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）第38条に規定する当該年度の賦課期日に所在する土地の当該年度の固定資産税の課税標準の額として土地課税台帳に登録し、又は登録することとなる価格に相当する額をいう。）**の1平方メートル当たりの価格に当該使用の許可をした土地の面積を乗じて得た額に1,000分の5を乗じて得た額**（その額が当該年度の前年度における当該土地に係る使用料（以下「旧使用料」という。）の額の100分の106を超える場合は、旧使用料の額に100分の106を乗じて得た額）、**日額によるものにあつては月額による使用料の額の30分の1に相当する額**

（2）**建物に係る使用料** 月額によるものにあつては使用の許可をした建物の適正な評価額の1平方メートル当たりの価格に1,000分の8を乗じて得た額に、当該建物の使用許可面積を乗じて得た額、日額によるものにあつては月額による使用料の額の30分の1に相当する額

（3）前2号の規定により使用料の額を算定することが著しく不適當又は困難と認める場合の使用料 市長が定める額

2 次の各号に掲げる施設の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、月額の30分の1に相当する額を日額として、日割計算をした額とする。